



12月議会(定例会)

H28.12.1~H28.12.19

主な議案の概要と審議結果は次の通りです。

◆ 教育委員会教育長の選任 ➡ 同意

現職の木村甚治(きむらじんじ)氏が任期満了となるので再任のため議会の同意を求めるもの。

◆ 指定管理者の指定 ➡ 可決 (各議案)

指定期間は平成29年4月から。

指定管理者	施設	期間
(株) テノ・サポート	太宰府市立学童保育所(15箇所)	5年間
古都大宰府保存協会	大宰府展示館	3年間
市文化スポーツ振興財団	文化ふれあい館、市民図書館、ルミナス、いきいき情報センター 歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園、体育センター	3年間
市社会福祉協議会	老人福祉センター	3年間

◆ 事務分掌条例 ➡ 否決 ※賛成8、反対8、欠席1のため議長採決で否決

この条例は4月から市役所の組織替え(機構改革)をするため事務の分担を決めるものです。

私は反対しました。その主な理由としては、

- ・ 市長の説明を聞いても何をやろうとしているのかがさっぱりわからず、ただ抽象的な文言を並べているとしか感じないこと。一般質問で示された多くの疑義や提案に対し具体的な回答がないこと。
- ・ 既に示されている組織編成案では、専門性が高い分野について係すら置かれず、条例案に掲げる分掌事務が適正かつ効率的に行われるとは考えられないこと。
- ・ 新設される部については無理やりとも思える課の組合せであり、また1課1係ばかりで効率的な事務が行われるのか疑問。課へ昇格した部分もその是非や所属について強い違和感がある。

◆ 一般会計補正予算 ➡ 可決

15億 794万円を追加し、総額を254億 2,158万9千円とするもの。

財源内訳 一般財源:8億 7,219万(58%)、国県支出金:4億 2,554万(14%)、地方債:2億 1,020万(14%)

5億 872万円	①国民健康保険事業特別会計関係費	5,338万円	職員給与費
2億 7,020万円	②中学校施設整備費	4,190万円	障がい者自立支援給付事業費
2億 159万円	③臨時福祉給付金給付事業費	2,000万円	子ども医療費支援関係費
1億 6,736万円	④学童保育所管理運営費	1,800万円	後期高齢者医療関係費
1億 円	⑤公債償還	1,128万円	介護保険事業費
5,657万円	障がい児通所支援給付関係費		※1千万円以上を掲載・千円未満切捨

① 平成30年度から責任主体が県となるため累積赤字の削減。財源は財政調整資金。

② 太中大規模改造工事と太西中トイレ改修工事。国庫補助金4907万、市債2億980万円。

③ 国が所得の低い人に対して行う給付事業に関する費用。全額国庫補助金を充当。

④ 水城小、南小校舎内の学童保育所を専用のプレハブを設置し移設。国県から7395万円。

⑤ 後年度の財政負担軽減に向けた繰上償還(借金の返済)。財源は基金繰入。

◆ 空き家問題について

Q:門田 本市には適切な管理が行われていない空き家が多数あり、防災、防犯、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を与えています。3月議会の施政方針では、総合的な空き家対策のため実態調査を行うとありますが、いまだに行われていません。空き家対策専門員、検討会議の設置、空き家条例制定について見解を伺います。

A:部長 4月から8月にかけて3回、空き家対策検討会議を実施し実態調査項目等の検討を行いました。空き家対策専門員は空き家に関する苦情への対応など行っています。実態調査は国の補助金の関係で遅れていますが、本年度末までに調査結果をまとめます。空き家条例の制定は、特別措置法に沿った対応をしていく中で、必要となる場合は改めて検討したいと考えております。

【説明】 ここ数年何人もの議員が一般質問で取り上げていますが、条例制定に関する回答は今までと変わりません。また、市長は『空き家条例についての指示はしていない』と述べるなど、前市長のときよりも後退しています。再質問では実態を問うとともに条例の必要性と空き家の有効な活用を訴えました。実態調査の契約額(委託料)は842万4千円、4月から11月迄の苦情相談は31件、電話による適正管理の依頼50件ということです。

◆ いきいき情報センター2階パソコンの利用停止について

Q:門田 1月一杯で利用を停止すると紙が貼られています。パソコンコーナーは常時複数の利用がある人気スポットです。停止の理由を伺います。停止するにあたり、市民の意見を求め、利用者の要望を聴き取ったのでしょうか。

A:市長 今回の利用停止は、総務省のネットワーク環境の強靱化事業に伴うものです。いきいき情報センター2階のインターネット体験用の機器は、市のネットワークにつながっており、情報ネットワークのセキュリティ強化の観点から、市で判断しております。また、昨今の情報化社会の進展に伴い、多くの人が個人でインターネットを使うことができる環境が整ってきているという背景もございます。詳細につきましては、担当部長から回答させます。

A:部長 利用状況が月に約350件、年間で約4千件の利用があること、利用停止のお知らせをした後に、なくなつては困るという市民の声が寄せられたことを受けまして、指定管理者の文化スポーツ振興財団で新たな情報提供サービスが検討されています。

【説明】 市長の回答ですが、『セキュリティ強化の観点から市で判断した…』というのなら、パソコン設置から十数年何をやってきたのか疑問です。また『多くの人が個人でインターネットを…』と述べておられますが、そうでない方々の利用が多数あるという部長の答弁と噛み合いません。結局、費用がネックのようですが「情報センター」には必要な設備です。

12月議会で否決された事務分掌条例案が、一部修正の後、再提案されました。結果は、賛成13:反対4で可決です。修正はごく一部で説明も前回とほとんど変わりません。

私は、太宰府市はなぜ観光振興を重点施策とするのか、振興とは何をやるのか、新設される組織は何をやるのか等が大事であり、その基本方針がはっきりしない、議論も不十分な機構改革は、貴重な税金を使った単なる政策PRであると述べ、反対しました。